

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年12月1日)

【 件 名 】

- 1 とっとり森・里山等自然保育認証制度による園の認証について
(子育て王国課) . . . 2
- 2 鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約
(案)について (子育て王国課) . . . 3
- 3 放課後児童クラブ、保育施設等の感染対策実施状況調査の結果について
(子育て王国課) . . . 6
- 4 米子児童相談所一時保護所給食調理における異物混入について
(家庭支援課) . . . 7
- 5 ヤングケアラーの実態調査(令和3年度鳥取県青少年育成意識調査)の概要及
び令和3年度第2回鳥取県ヤングケアラー対策会議の開催結果について
(家庭支援課) . . . 8

子育て・人財局

とっとり森・里山等自然保育認証制度による園の認証について

令和3年12月1日
子育て王国課

平成27年3月に創設した「とっとり森・里山等自然保育認証制度」により、11月1日付けで新たに1園（キンダガーデン）を認証しましたので報告します。

1 認証した園の概要

- (1) 施設名 キンダガーデン
- (2) 所在地 倉吉市広栄町971-2
- (3) 実施者 有限会社ミネ・マネジメント・システム 代表取締役 米田 剛
- (4) 定員 66人（認証日時点の在園児童数：43人）
- (5) 活動フィールド 天神川周辺、打吹山、東郷池周辺、三朝町の公園等の中部圏域全体

2 とっとり森・里山等自然保育認証制度の概要

(1) 目的

1年を通して野外での保育を中心に行う園を鳥取県があらかじめ設けた基準に基づき認証し、支援することで、鳥取県の豊かな自然を活かして子どもたちが健やかに育つことを図る。

(2) 主な認証基準

活動時間	・原則、週5日、年間39週活動 ・1週間の自然フィールドの活動時間は、概ね10時間以上
対象年齢	3歳児（年度中に満3歳となる児童を含む）から就学前児童
人員配置	・保育者は児童6人に1人以上配置し、最低でも2人は配置 ・保育者のうち1名以上は、保育士又は幼稚園教諭 ・緊急時の医療的対応、定期健康診断等を行う嘱託医を配置
設備	複数の自然フィールドがあり、避難でき、拠点となる施設を有する
安全対策	安全対策マニュアル（予防、緊急対応両面）を作成し、それに基づく活動の実施

(3) 運営費及び保育料軽減の補助

利用者数に応じて運営費を補助するとともに、国の幼児教育・保育無償化の対象外とされた子どもに対して園が保育料を軽減した場合、その軽減額を補助する。3歳以上の児童、2歳である第3子以降の児童及び保護者と生計を一にする第2子（世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満で、第1子が認証園に在園する児童に限る）。

(4) 認証園一覧（令和3年11月末時点）

所在地	施設名	認証日	定員
智頭町	森のようちえん まるとんぼう	平成27年4月1日	12人
	空のしたひろば すぎぼっくり		18人
鳥取市	鳥取・森のようちえん・風りんりん	平成28年4月1日	12人
	空山ぼくじょうようちえん ぽっか		24人
伯耆町	森のようちえんmichikusa	平成27年4月1日	18人
倉吉市	自然がっこう旅をする木	平成29年5月1日	12人
	キンダガーデン	令和3年11月1日	66人
計			162人

鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約（案）について

令和3年12月1日
観光戦略課
緑豊かな自然課
子育て王国課

鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約に向けた準備会を以下のとおり開催し、その協議結果を踏まえ、県では11月定例県議会、市では12月定例市議会に当該連携協約(案)を附議案として提案していますので、報告します。

1 連携協約の概要

鳥取県と鳥取市が連携して事務を処理することにより、鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全し、それを活用した鳥取砂丘全体の観光振興、活性化に向けて一体的かつ継続的に事業を実施することができるよう包括的な協約を締結する。

(1) 根拠法令 地方自治法第252条の2

地方公共団体が、他の地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的方針及び役割分担を定める協約

(2) 目的・基本方針

鳥取県と鳥取市が連携して、以下の事務を処理する。

- ・鳥取砂丘の貴重な自然・景観を保全
- ・鳥取砂丘全体の観光振興、活性化に向けて一体的かつ継続的な事業実施

(3) 連携する内容

- ア 鳥取砂丘の観光振興の推進
- イ 鳥取砂丘の保全と利活用
- ウ 鳥取砂丘西側エリアにおける滞在環境の上質化の推進
- エ 鳥取砂丘の交通環境の整備
- オ 情報共有の推進

(4) 連携協約の発効 令和4年1月1日

※附議案が可決された場合、知事と鳥取市長による連携協約の締結式を予定しております。

2 準備会開催日等及び確認事項

(1) 準備会開催日等

ア 第1回準備会

開催日・場所 令和3年10月20日(水) ・鳥取県庁特別会議室

出席者 県:副知事、交流人口拡大本部長、子育て・人財局長、生活環境部長、県土整備部長 ほか
市:副市長、経済観光部長、都市整備部長、副教育長 ほか

協議・報告事項

- ・鳥取砂丘の現状
- ・サウンディング型市場調査の結果及び柳茶屋キャンプ場、サイクリングターミナル、鳥取砂丘こどもの国キャンプ場の一体整備について
- ・鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約(仮称)について(案)

イ 第2回準備会

開催日・場所 令和3年11月9日(火) ・鳥取市役所会議室

出席者 県:副知事、交流人口拡大本部長、観光交流局長、子育て・人財局長、生活環境部長、
県土整備部次長 ほか

市:副市長、経済観光部長、都市整備部長、副教育長 ほか

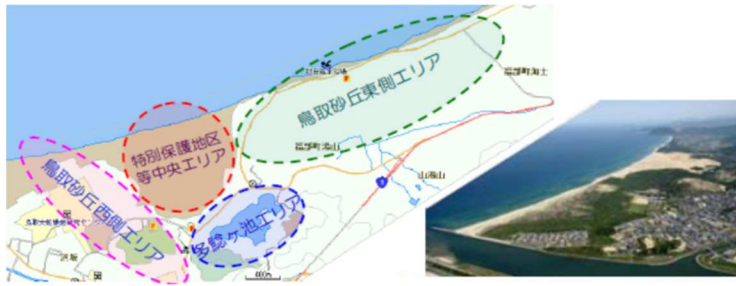
協議・報告事項

- ・鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約(仮称)(案)
- ・柳茶屋キャンプ場、サイクリングターミナル、鳥取砂丘こどもの国キャンプ場の一体整備に係る検討状況について

(2) 確認及び合意事項

ア 鳥取砂丘の範囲

鳥取砂丘ランドデザインで示されている4つのエリアを包括したところを対象とすることで合意した。



イ 連携協約案の内容について確認を行い、県、市の定例議会に附議案を提案することで合意した。

ウ 柳茶屋キャンプ場、サイクリングターミナル、鳥取砂丘こどもの国キャンプ場の一体整備について以下の方針で検討を進めることを共有した。

○ 基本的な考え方

3施設(柳茶屋キャンプ場、サイクリングターミナル、鳥取砂丘こどもの国キャンプ場)を一体的に利活用・管理して行くキャンプ場を中心としたサービスを民間事業として実施する提案を募集する。

○ 募集条件等

- ・こどもの国キャンプ場は、こどもの国本体とは切り離れた上で、3施設とも公の施設としての廃止手続きを行い、民間事業として管理する。
- ・土地、建物ともに事業者への無償貸付とする。
※ただし、利益に見合う納付金を事業者からの提案で受けることとし、審査の評価ポイントとする。
- ・事業期間は、10～20年(事業者が提案しやすいよう長期を設定)とする。

○ 施設の整備・活用について

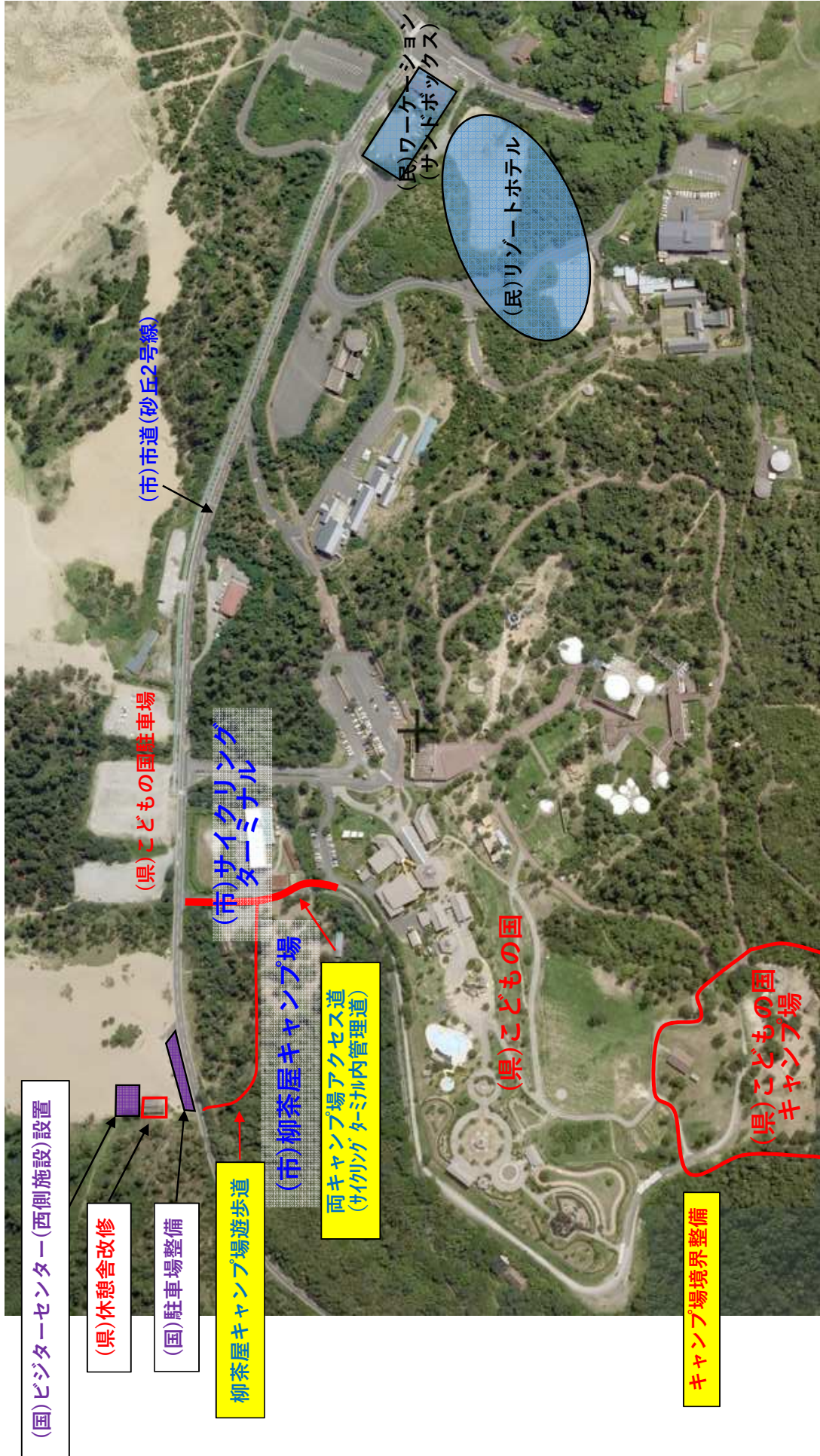
施設の整備に向けて	
①	砂丘西側の滞在型環境上質化のため、行政側で整備方針を決定・整備するもの ・市道から両キャンプ場へのアクセス道路の拡幅等
②	各事業者が描くキャンプ場のイメージに沿うよう、事業者からの提案をもとに整備するもの ・こどもの国本体とキャンプ場の境界整備 ・柳茶屋キャンプ場内から西側ビジターセンター方向へ抜ける遊歩道の整備 ※事業者選考にあたっての提案項目に盛り込み、事業者から提案いただくことを想定
利活用にあたって	
	現在の各3施設の利用者(青少年・子ども・市民等)の今後の利用にも配慮した施設となるよう、青少年・子ども等の利用に関する配慮を事業者からの提案項目へ盛り込む。

○ スケジュール(予定)

令和4年2月 事業者募集開始

令和5年4月 新施設オープン

鳥取砂丘西側エリア整備イメージ



放課後児童クラブ、保育施設等の感染対策実施状況調査の結果について

令和3年12月1日

子育て王国課

9月に放課後児童クラブ等で発生したクラスターを受け、県内の放課後児童クラブ及び保育施設等（以下、「施設」という。）の感染対策の実施状況について、施設による自己点検、感染対策が不十分な施設に対する市町村の指導・助言の状況及び改善状況を把握する調査を実施しましたので、その概要を報告します。

1 調査対象施設（全施設）

放課後児童クラブ 191クラブ

保育施設等 308施設（保育所、認定こども園、幼稚園、届出保育施設、病児・病後児保育事業所）

2 調査方法

（1）施設による自己点検調査（9月）

- ・県版感染拡大予防ガイドラインの項目について、自己点検調査を実施した。

（2）市町村の感染対策の指導・助言状況及び指導結果のフォローアップ調査（10月～11月）

- ・自己点検調査の結果から、感染対策が不十分な施設に対して、市町村が県版感染拡大予防ガイドラインを参考に感染対策を現場の状況を確認しながら、指導・助言を実施した。
- ・市町村による指導・助言後の改善状況を確認するフォローアップ調査を実施した。

3 調査結果

感染対策が不十分だった施設についても、概ね改善済又は改善予定となり、感染対策の実施率が向上した。

（実施率：9/22 自己点検→10/22 改善状況→11/15 聞取結果）

項 目	児童クラブ	保育施設等
	自 → 改 → 聞	自 → 改 → 聞
学校施設（教室、体育館、校庭）等を活用し、保育可能なスペースを確保し3密の回避を徹底	87%→100%	—
子どものマスク着用（保育所における低年齢児は除く）	100%→100%	79%→100%
物品の適切な消毒（消毒箇所、消毒方法、消毒のタイミング等）	94%→100%	99%→100%
職員の県内外の感染リスクの高い場所への移動に備えたルール設定	97%→100%	86%→ 99%→100%
体調不良児の対応は使い捨てシート等の使用を徹底	74%→100%	59%→ 99%→100%

4 専門家（鳥取看護大学荒川教授）による現地指導・助言

- ・更なる感染対策の向上を図るため、このたびの調査で希望のあった施設及び第5波の影響で中止していた施設へ現地指導を11月から再開した。

対象施設数 全30施設（放課後児童クラブ4クラブ、保育施設等26施設）

※11月から18施設実施予定（中止前の7月末までに12施設実施済み）

- ・今回の現地指導にあたっては、保健所も同行し、保育現場の感染対策の実態の共有を図ることで、連携した感染対策を図っていく。

米子児童相談所一時保護所給食調理における異物混入について

令和3年12月1日
家庭支援課

米子児童相談所一時保護所の入所児童等に提供している給食に、異物混入の事案がありましたので、状況と対応について報告します。

事案の確認後、異物混入のあった給食の対象となった一時保護児童3名の健康観察を行いました。11月17日時点では健康被害は認められず、当該3名及び保護者に説明と謝罪を行いました。その後も、3名の健康被害は認められていません。

調理委託業者への異物混入に対する再発防止の徹底及びチェック体制の強化を図り、適切な一時保護所の管理運営に努めていきます。

1 発生日時 令和3年11月16日（火）の昼食用の給食

2 場 所 鳥取県米子児童相談所（米子市博労町4丁目50）

3 経 緯

- ・11月16日（火）の給食（昼食）開始後、児童と共に食事を摂っていた職員が給食のおかず（スパゲティサラダ）を食べていた際、金属片らしき破片（長さ7ミリ程度）が混入しているのを確認。
- ・破片を確認した職員は破片を取り除き、食事を継続した。（食事時の児童への注意喚起等は行っていない。）
- ・食事後、職員から調理員へ異物混入があったことを報告。
- ・調理員が確認すると、鍋等を洗う際に使用していた金たわしの破片と思われること。調理のどの段階で混入したかは不明であるとのことであった。

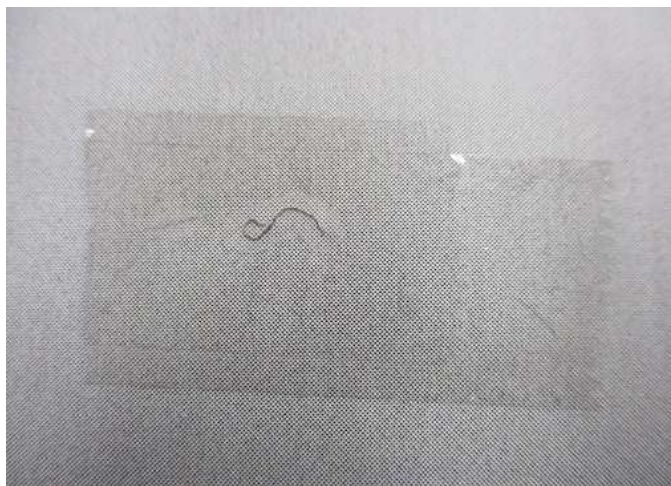
4 事案確認後の対応

- ・11月17日（水）金たわしは、調理員の私物であり、調理器具等は一時保護所にあるものを使用し、今後は私物を使用しないよう確認すると共に、児童及び保護者に状況説明及び謝罪を行った。
- ・11月18日（木）米子保健所に報告を行った。
- ・11月22日（月）米子保健所の立ち入り調査を受けた。（委託業者の業務マネージャーも立合い）
（保健所の指導）
 - ・私物の調理用具等の持ち込み不可、金タワシは使用不可であるが徹底できておらず、点検体制の不備が一番の要因
 - ・調理員に対して、年1回程度はマニュアルの内容を再教育すること
 - ・厨房内の手洗い場所を固定すること（自動水栓の水道を使うこと）、シンクが2つあるので、調理用と洗浄用に分けること
 - ・今回の指導内容を各調理員に徹底すること

5 再発防止について

- ・調理委託業者に対して、社員教育の徹底の指示のほか、今後の再発防止策に係る報告の指導を行った。
- ・児童相談所全職員に対して、異物を確認した際は直ちに食事を中断し、適切な対応をとることを徹底した。
- ・福祉相談センター、倉吉児童相談所、喜多原学園に対し、今回の事案及び保健所の指導内容を周知し、各施設における発生防止の注意喚起を行った。

6 給食に混入した異物写真



（混入した異物）



（金たわし）

ヤングケアラーの実態調査（令和3年度鳥取県青少年育成意識調査）の概要及び 令和3年度第2回鳥取県ヤングケアラー対策会議の開催結果について

令和3年12月1日
家庭支援課
いじめ・不登校総合対策センター

「鳥取県青少年育成意識調査」を活用して実施したヤングケアラーの実態調査の結果について速報値が出ました。これを踏まえ、本県におけるヤングケアラー対策を検討するため、令和3年度第2回会議を開催したので、概要を報告します。

1 ヤングケアラーの実態調査（令和3年度鳥取県青少年育成意識調査）の概要

(1) 調査対象

小学2年、小学5年、中学2年、高校2年の児童生徒及びその保護者並びに青年（19歳から29歳までの者）の中から、無作為に抽出した者。

(2) 調査期間

令和3年7月1日から31日まで

(3) 回答者数等

70.0%（回答者数3,673人/調査客体5,249人）【前回H28：72.5%】

※児童生徒だけでみると回収率は95.2%

区分	小2	小5	中2	高2	保護者	青年	全体
調査客体	471人	458人	435人	420人	1,784人	1,681人	5,249人
回答者数	450人	420人	416人	413人	1,577人	397人	3,673人
回収率	95.5%	91.7%	95.6%	98.3%	88.4%	23.6%	70.0%

◇小学2・5年、中学2年、高校2年については、学校の学級単位で調査客体を抽出しているため、調査客体数がそれぞれ異なる。

(4) 主な項目の集計結果（10月15日時点）

ア 小学5年、中学2年、高校2年

(ア) ヤングケアラーへの該当

- ・小学5年生で1.8%(7人/382人)
- ・中学2年生で2.0%(8人/410人)
- ・高校2年生で3.2%(13人/409人)

(イ) ケアによる生活への影響（複数回答）

- ・小学5年生で「勉強の時間が十分に取れない」「特に影響はない」がそれぞれ42.9%(3人/7人)、「学校を休みがちになっている」「学校への遅刻が多い」「睡眠不足」がそれぞれ28.6%(2人/7人)
- ・中学2年生で「体調不良・ストレスがある」「体がだるい」「特に影響はない」がそれぞれ37.5%(3人/8人)、「勉強の時間が十分に取れない」「授業に集中できない」「友人と遊ぶことができない」「自分の時間が取れない」がそれぞれ25.0%(2人/8人)
- ・高校2年生で「特に影響はない」が38.5%(5人/13人)、「体調不良、ストレスがある」が30.8%(4人/13人)、「友人と遊ぶことができない」「自分の時間が取れない」がそれぞれ23.1%(3人/13人)

(ウ) ヤングケアラーが希望するサポート（複数回答）

- ・小学5年生で「信頼して見守ってくれる大人がいること」が42.9%(3人/7人)
- ・中学2年生で「家族の病状が悪化するなど困ったときに相談できる人がいる（場所がある）こと」「学校で宿題や勉強をサポートしてくれること」「自分の自由になる時間が増えるようなサポートがあること」が37.5%(3人/8人)
- ・高校2年生で「特になし」が38.5%(5人/13人)、「家族の病状が悪化するなど困ったときに相談できる人がいる（場所がある）こと」が30.8%(4人/13人)

イ 青年

(ア) ケアラーへの該当

- ・5.1%(20人/393人)

(イ) ケアの相手 (複数回答)

- ・「祖母」が30.0%(6人/20人)、「兄弟姉妹」が25.0%(5人/20人)、「母」「祖父」がそれぞれ20.0%(4人/20人)

(ウ) ケアの相手の状況 (複数回答)

- ・「身体障がい」「高齢・老化による心身機能の低下」がそれぞれ40.0%(8人/20人)、「知的障がい」が20.0%(4人/20人)

(エ) ケアの頻度

- ・「毎日」が42.1%(8人/19人)、「月に数日」が26.3%(5人/19人)、「週2～3日」「週1日」が10.5%(2人/19人)

(オ) ケアの時間

- ・「1時間未満」「2時間以上3時間未満」がそれぞれ33.3%(6人/18人)、「1時間以上2時間未満」が16.7%(3人/18人)

(カ) ケアによる就労等への影響 (複数回答)

- ・「変化はない」が79.0%(15人/19人)、「転職・転学した」が10.5%(2人/19人)、「勤務・就学時間を減らした」「進学を明らめた」がそれぞれ5.3%(1人/19人)

(キ) 悩み (複数回答)

- ・「将来の見通しが持てない」が45.0%(9人/20人)、「経済的な問題」が40.0%(8人/20人)、「家族関係」が35.0%(7人/20人)、「心身の健康」が25.0%(5人/20人)

(ク) 必要な支援 (複数回答)

- ・「ケアラーに役立つ情報の提供」が38.9%(7人/18人)、「親や家族がなくなった後の被介護者のケアと生活の継続」が27.8%(5人/18人)、「気軽に情報交換できる環境の紹介・提供」「勤務しやすい柔軟な働き方」「経済的支援」「ケアラーの健康管理への支援」がそれぞれ16.7%(3人/18人)

(5) 今後の対応

ア 啓発について (特に小学生)

→小学5年では44.5%(170人/382人)が「ヤングケアラーに当てはまるかどうか分からない」と回答、中学2年の31.0%、高校2年の24.9%と比べて高い数値となった。

→今年度、県内の中高生全員に対して実態調査後の9月末にリーフレットを配布したが、小学生には未配布。

→小学生に対する啓発の方法を検討する

イ ヤングケアラーが希望するサポートについて

→小学5年生のヤングケアラーのうち、42.9%(3人/7人)が希望するサポートとして「信頼して見守ってくれる大人がいること」と回答

→中学2年生では、37.5%(3人/8人)が「家族の病状が悪化するなど困ったときに相談できる人がいる(場所)があること」「学校で宿題や勉強をサポートしてくれること」「自分の自由になる時間が増えるようなサポートがあること」と回答

→高校2年生では、30.8%(4人/13人)が「家族の病状が悪化するなど困ったときに相談できる人がいる(場所がある)こと」と回答

→ヤングケアラーを孤立させない取組みを検討する

2 令和3年度第2回鳥取県ヤングケアラー対策会議の開催結果

(1) 日 時 令和3年11月26日(金) 午前10時から正午まで

(2) 場 所 鳥取県立図書館大研修室

(3) 出席者 13名(うち、委員11名、報告者2名)

区分	団体名	職名	氏名
学識経験者	島根大学法文学部・人文社会科学研究所	教授	宮本 恭子
	鳥取中央地域包括支援センター	所長	武田 恵子
	相談支援センターサマーハウス	相談支援専門員	西田 瑞穂
	鳥取県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中瀬 香里
教育	鳥取県高等学校長協会	会長	岩田 直樹
	鳥取県中学校長会	会長	山本 淳一
	鳥取県小学校長会	会長	大西 泰博

	鳥取市教育委員会	次長	安本 雅紀
	公立鳥取環境大学	事務局次長兼学務課長	吉田 道生
行政	鳥取市こども家庭相談センター	所長	田中 隆志
	福祉相談センター	所長	川本 由美子
報告者	N. K. C ナーシングコアコーポレーション合同会社	代表社員	神戸 貴子
	遠距離介護支援協会	事務局長	藤吉 航介

(4) 内容

ア 報告

- ・ヤングケアラー実態調査の速報値
- ・令和3年度ヤングケアラー支援事業の進捗状況
- ・SNS（LINE）によるヤングケアラー夜間休日相談窓口

イ 意見交換

- ・令和4年度当初予算要求に向けて
- ・小学生に対する啓発方法
- ・ヤングケアラーを孤立させない取組 等

(5) 出席者からの主な意見

ア 小学生に対する啓発方法について

- ・子どもにリーフレットを配布するだけでなく、授業の中で取り上げることが大事。
- ・小学生に配布するリーフレットは、マンガを活用して分かりやすくしてはどうか。
- ・子どもにとって最も効果的な広報媒体はYouTube だと思う。人気ユーチューバーにヤングケアラーを取り上げてもらって周知や啓発を行ってはどうか。

イ ヤングケアラーを孤立させない取組について

- ・子どもが高校を卒業して社会に出たときに、家族のケアで困ったらどこに相談すればよいかきちんと教えることが必要。子どもにとっては高校が最後の砦。
- ・ヤングケアラーに対する教員のベクトルが揃っていない。教員の意識改革が必要。
- ・子どもは行政に直接相談することが難しい。SNSなど相談者にとってハードルの低い相談体制を整えておくことが必要。
- ・ケアのために就職できない若者ケアラーもあり雇用対策との連携も必要。

ウ アセスメント（対象者の情報を収集・分析し、解決すべき課題を把握すること）について

- ・ヤングケアラーの支援では、支援者が正しくアセスメントできることが必要。
- ・特に小学生には、子ども自身がヤングケアラーかどうかをチェックできる「セルフ・アセスメントシート」を作成してはどうか。学校の先生も生徒がヤングケアラーであることに気付くきっかけにもなると思う。
- ・小学生に配布されているタブレットを使って、ヤングケアラーかどうか自分でチェックできる仕組みができないか。

(6) 今後のスケジュール（案）

- ・3回目会議（3月頃） 次年度度予算と今後の対策のまとめ
- ・令和4年度以降 現状の取組の確認、課題及び新たな対策の検討